

規制の事後評価書

法令の名称：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（覚せい剤取締法の一部改正関係）

規制の名称：薬局や病院等における医薬品である覚せい剤原料の帳簿作成や届出の新設

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

評価実施時期：令和8年2月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

医薬品である覚せい剤原料を使用する患者や薬局、病院等への覚せい剤取締法の規制を見直すことで、不要となった医薬品である覚せい剤原料を患者等から薬局、病院等で譲り受けることが可能となる。これにより、行政が把握しておかなければならない医薬品である覚せい剤原料を取扱う薬局や病院等の数、医薬品である覚せい剤原料の動きの範囲が広がるほか、薬局や病院等で取り扱う医薬品である覚せい剤原料の数が増加するため、医薬品である覚せい剤原料についても、その保管・管理のため、帳簿の作成を法律上義務付けるものである。

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 不要となった医薬品である覚醒剤原料の譲り受け	事前評価時	患者やその相続人等が不要となった医薬品である覚醒剤原料の廃棄を薬局や病院等に依頼できるようになり、適正な医薬品である覚醒剤原料の流通や取扱いが確保され、薬局や病院等における医薬品である覚醒剤原料の適正な取扱いが充実する。
	事後評価時	患者やその相続人等が不要となった医薬品である覚醒剤原料の廃棄を薬局や病院等に依頼できるようになり、適正な医薬品である覚醒剤原料の流通や取扱いが確保され、薬局や病院等における医薬品である覚醒剤原料の適正な取扱いに寄与した。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① 薬局や病院等における帳簿の作成に要する費用	事前評価時	運用において帳簿の作成を求めており、遵守費用が発生したとしても、抑制的なものとなると想定している。
	事後評価時	運用において求めていた帳簿の作成を法律上義務化したものであるため、新たな遵守費用は発生していない。

■ 行政費用

		算出方法と数値
—	事前評価時	—
	事後評価時	行政費用は発生していない。

規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
—	事前評価時	—
	事後評価時	—

■ その他の負担

・

3 考察

- ・本規制新設は、不要となった医薬品である覚醒剤原料を患者等から薬局、病院等で譲り受けることを可能とし、その保管・管理のため、帳簿の作成を法律上義務付けるものである。
- ・また、本規制新設により、遵守費用及び行政費用は発生していない。
- ・結論として、本規制新設については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制を継続することが妥当であるものと考察する。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（覚せい剤取締法の一部改正関係）

規制の名称：薬局や病院等における医薬品である覚せい剤原料の帳簿作成や届出の新設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

評価実施時期：平成31年3月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

- 現行では、覚せい剤原料については、麻薬とは違い、病院等における帳簿の作成は義務付けられていない。また、患者又はその家族から、不用となった医薬品である覚せい剤原料を譲り受けること（返却）もできない。
- 改正案により、医薬品である覚せい剤原料を使用する患者や薬局、病院等への現行の覚せい剤取締法の規制を見直すことで、不用となった医薬品である覚せい剤原料を患者等から薬局、病院等で譲り受けることが可能となる。これにより、行政が把握しておかなければならない薬局や病院等の数、医薬品である覚せい剤原料の動きの範囲が広がるほか、薬局や病院等で取り扱う医薬品である覚せい剤原料の数が増加するため、医薬品である覚せい剤原料についても、その保管・管理のため、帳簿の作成を法律上義務付けるものである。
- このような措置がとられない場合、改正案に対応した医薬品である覚せい剤原料の適正な管理や把握ができなくなることが想定される。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

○ 改正案により、医薬品である覚醒剤原料を使用する患者や薬局、病院等への現行の覚せい剤取締法の規制を見直すことで、不用となった医薬品である覚醒剤原料を患者等から薬局、病院等で譲り受けることが可能となるため、覚せい剤取締法において行政が把握しておかなければならない医薬品である覚醒剤原料を使用する患者や薬局、病院等への現行の覚せい剤取締法の規制を見直すことで行政が把握しておかなければならない薬局や病院等の数が増加するとともに、医薬品である覚醒剤原料の動きの範囲が広がるほか、薬局や病院等で取り扱う医薬品である覚醒剤原料の数が増加することとなると考えられるため、改正案施行後も医薬品である覚醒剤原料の適正な管理や把握のために、本規制が必要となる。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

薬局や病院等において医薬品である覚醒剤原料に関する帳簿を作成することとなるが、現行では法律上の義務はないものの、その性質上、帳簿を具備することが望ましいことから、運用においても帳簿の作成を求めているところである。また、改正案施行後は、不要となった医薬品である覚醒剤原料を患者やその相続人等から受け取った場合に都道府県知事に届け出ることとなるが、現行においても医薬品である覚醒剤原料を廃棄する場合には、事前に都道府県知事に対して、覚醒剤原料廃棄届出書を提出することを求めているところである。

こうしたことから、遵守費用が発生したとしても、抑制的なものとなると想定している。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制の新設のため記載なし）

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

今回の改正により帳簿に記載すべき事項が法令で明確となることで事務負担の効率化が図られる。また、患者やその相続人等が不要となった医薬品である覚醒剤原料の廃棄を薬局や病院等に依頼できるようになり、適正な医薬品である覚醒剤原料の流通や取扱いが確保され、薬局や病院等における医薬品である覚醒剤原料の適正な取扱いが充実することとなる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

金銭価値化することは困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

金銭価値化することは困難。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

改正案を導入した場合、薬局や病院等に対して一定の遵守費用が発生することが見込まれるが、既に運用上では実行されている内容であり、規制の新設を行うことで医薬品である覚醒剤原料の適正な取扱いや流通の確保に繋がることとなるという便益は、その費用を大きく上回るものと考えられるため、規制の新設が必要である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

努力義務として規定することが考えられる。この場合、実効性の確保に問題があるため、義務として法律上規定することが妥当である。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者から

の情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

薬機法等制度改正に関するとりまとめ（平成 30 年 12 月 25 日厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会）

- 医療用の覚せい剤原料については、不正な流通防止のための措置を確保するとともに、自己の疾病の治療目的での患者の携帯輸出入を認めること等により、医療用の麻薬との規制の均衡を図るべきである。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

法律の施行後 5 年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標の設定は困難。